

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 袖ヶ浦市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
15,033	-	494	15,527

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	21,115	20,564	552	497	1,102	8,979	
一般会計等	21,115	20,564	552	497		8,979	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	1,701	1,728	△27	834	470	6,777	3,023	法適用
農業集落排水事業特別会計	563	555	8	8	150	1,154	1,148	
公共下水道事業特別会計	1,866	1,853	13	13	981	9,454	6,656	
国民健康保険特別会計	5,885	5,811	74	74	569	-	-	
老人保健特別会計	288	287	1	1	9	-	-	
後期高齢者医療特別会計	295	294	1	1	69	-	-	
介護保険特別会計	2,493	2,412	81	81	403	-	-	
公営企業会計等 計				1,012		17,385	10,827	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
君津中央病院企業団	15,699	15,959	△260	4,860	-	23,554	2,002	法適用
君津広域水道企業団	6,372	5,232	1,140	4,124	-	22,204	189	法適用
君津郡市広域市町村圏事務組合(一般会計)	316	309	7	△5	11	17	4	
君津郡市広域市町村圏事務組合(養護老人ホーム特別会計)	240	231	9	9	-	-	-	
君津郡市広域市町村圏事務組合(心身障害児通園施設特別会計)	224	212	13	24	-	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(一般会計)	35,278	34,523	755	755	1,920	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治会館管理運営特別会計)	259	212	48	48	-	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治研修センター特別会計)	148	141	6	6	33	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県市町村交通災害共済特別会計)	165	144	21	21	28	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	4,171	3,874	297	297	20	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	324,339	315,131	9,208	9,208	2,093	-	-	
一部事務組合等 計				19,347		45,775	2,195	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
袖ヶ浦市土地開発公社	3	141	5	-	1,415	487	-	-	
株式会社かずさアカデミアパーク	△124	△3,319	100	-	-	-	10	9	
地方公社・第三セクター等 計			105	-	1,415	487	10	9	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	4,652	3,932	△720
減債基金	505	507	2
その他充当可能基金	3,543	3,467	△76
充当可能基金 計	8,699	7,907	△792

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.17	3.20	0.03	△12.74	△20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	11.10	9.72	△1.38	△17.74	△40.00	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	3.9	4.2	0.3	25.0	35.0	公共下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	-	-	-	350.0					
財政力指数	1.36	1.39	0.03						
経常収支比率	84.4	84.9	0.5						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。